

企業年金に係る厚生労働省からのヒアリング項目

規制改革・民間開放推進会議 雇用・労働WG

企業年金に係る以下の規制改革要望について、貴省のお考えをご説明願います。

< 確定拠出年金 >

- 加入対象者の拡大（第3号被保険者）
- 加入資格要件及び受給資格要件の弾力化
- 拠出方法の弾力化（数ヶ月分まとめたの拠出、退職一時金制度からの一括移換の容認）
- 運用商品の除外に加入者等全員の同意を要する点の改善

< 確定給付企業年金 >

- 財政検証に伴う掛金追加拠出要件の緩和
- 50歳未満での退職時支給や60～65歳の間の退職日支給（誕生日以外）を認めること、65歳超で規約で定める時点での支給開始を認めること。
- 下記事項について、労使合意があれば実施可能とすること。
 - ・ 事業所単位の適用ではなく、適用範囲を労使合意で決めることを可能とすべき。（DCも同様）
 - ・ 給付減額に該当するか否かを一時金ベースで取扱うことを認める。
 - ・ 加入者負担をした場合に負担分より大きい差額を設けることを可能とすること。
 - ・ 加入者等が存在しなくなった場合の残余財産を事業主に返還すること。
 - ・ 休職期間を加入期間から控除することを可能とすること。
 - ・ 老齢給付金の現価相当額と脱退一時金との比較時点を老齢給付金の支給開始時点とすること。
 - ・ 事業所脱退による資格喪失の場合に脱退一時金の繰下げを認めること。
 - ・ キャッシュバランスプラン・キャッシュバランス類似制度において、給付額に下限を設ける場合のさらなる運営の弾力化を行うこと、再評価指標を拡大することを認めること。
- 事業所再編や制度間移行に柔軟に対応できるよう、下記要望などについて検討すること。
 - ・ 第1年金と第2年金の2階建ての事業所において、2階部分のみを別の確定給付企業年

金制度に権利義務承継することを認めること。

- ・規約型と基金型を統合できるスキームを設けること。
- ・適格退職年金から確定給付企業年金に移行する場合、受託機関間で年金資産を直接移換することを認めること。
- ・確定給付企業年金の実施事業主の一部が確定拠出年金に移行する場合における全体としてのフルファンディング規定を緩和すること。

< 代行返上 >

- 代行返上時における、いわゆる薄皮年金について、受給者にも一律の一時金精算を認めること。また代行返上時に国の制度に合わせるために結果的に不利益変更となる場合は、法令に規定する事由に該当しなくても受給者への給付減額を認め、一時金精算も可能とすること。

以上